

## 議案第36号

石岡市消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

### 提 案 理 由

刑法の一部改正に伴い，禁錮を拘禁刑に改めること及び災害時に迅速な対応が出来るよう，条例の一部を改正するため。

## 石岡市消防団条例の一部を改正する条例

石岡市消防団条例（平成17年石岡市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第16条第1項中「及び費用弁償」を削り、同条第2項中「， 出動報酬及び費用弁償」を「及び出動報酬」に改める。

別表第2賄いの項を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

- 2 拘禁刑又は拘留に処された者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処された者は無期禁錮に処された者と、有期拘禁刑に処された者は刑期を同じくする有期禁錮に処された者と、拘留に処された者は刑期を同じくする旧拘留に処された者とみなす。